

# 大谷學報

第四十七卷 第四号

昭和四十三年三月十八日発行

---

有漏業と無漏業	舟橋 一哉 (1)
— 親鸞の罪福信に関連して —	
エックハルト解釈上の一問題	坂本 弘 (13)
— 「誕生」と「突破」との内面的連関について —	
法然教学における三心について	白井 元成 (22)
本無および如・真如の訳出について	鍵主 良敬 (34)
心理劇によるグループ・	
スーパージョン	深山 富男 (1)
R・N・ベラーの『徳川期の宗教』	
覚え書	小笠原 真 (58)
寄贈交換誌目録	(68)
彙 報	(75)
大谷学報第四十七卷総目録	

---

大 谷 大 學

大 谷 學 會

善導淨土教と曇鸞の教学…………… 藤原 幸章

入楞伽經「無常品」の原典研究…………… 安井 広濟

一向一揆の意識構造…………… 北西 弘

——教団の group effect を中心として——

シェイクスピアのレトリック…………… 内藤 史朗

——叙事的文体から劇的文体へ——

キルケゴールに於ける『綜合』の批判… 大屋 憲一

華嚴經における文殊菩薩…………… 山田 亮賢

仏教説話にあらわれた寺院…………… 堅田 修

——今昔物語集を中心として——

金槐和歌集試論…………… 仲野 良一

——定家所伝本と貞享本についてのノート——

『御伝鈔』古写本をめぐる…………… 名畑 崇

存在と関わり…………… 古賀 武麿

——engagement の存在論的問題——

東本願寺翻訳局目録に見える

「耶蘇伝」について…………… 岩見 至

# THE OTANI GAKUHO

( THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES )

## CONTENTS

### Articles:—

*Sāsravakarman* and *Anāsrakarman*

—Shinran's Critical View of Faith depending  
upon *Puṇya* and *Pāpa*— .....*Issai Funahashi* ( 1 )

A Problem in Interpreting Meister Eckhart's Mystical Theology

—The Relationship between the "Birth"  
and the "Breaking Through"—.....*Hiroshi Sakamoto* ( 13 )

On the Three Aspects of Believing Mind

in Hōnen's Doctrine .....*Genjo Usui* ( 22 )

The Buddhist Technical Terms Translated into

Chinese as Penwu (本無) and as Ju (如)  
or Chenju (真如) .....*Ryokei Kaginushi* ( 34 )

Group Supervision Through Psychodrama .....*Tomio Miyama* ( 1 )

---

Notes on R.N.Bellah's *Tokugawa Religion* .....*Shin Ogasahara* ( 58 )

### Reports:

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

# 大谷学会規程

会務を統理する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第七条 委員は十名とし、教授会において互選する。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・史学・文学並びにこれに関連する学術の研究と、その発表をおこなうことを目的とする。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

3、委員の任期は二年とする。但し、再任をさまたげない。

一、季刊「大谷学報」の発行

第八条 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け

二、「大谷大学研究年報」の発行

本会主催の会合に出席することができ

三、研究会及び公開講演会の開催

第九条 会員の会費は年額金壹千円とする。

第四条 本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

第一〇条 会員の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員とすることができる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

第一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

一、会長

第二二条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

二、委員

附則 この規程は昭和三十七年四月

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

一日から施行する。

2、昭和二十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

## 大谷学会役員

会長 野上俊静

委員 稲葉秀賢 岩見 至 横超慧日

北西 弘 桜部 建 柴田良稔

細川行信 平野顕照

昭和四十三年三月十八日発行

編集兼 大谷学会代表者

発行者 安 藤 俊 雄

印刷者 西 村 七 兵 衛

京都市北区小山上総町

大谷大学内

発行所 大 谷 学 会